

千葉市公告第276号

千葉都市計画事業新千葉2・3地区第一種市街地再開発事業の事業計画を都市再開発法（昭和44年法律第38号）第16条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、同法施行令第3条の規定により、各事項を公告します。

なお、当該事業計画について意見のある利害関係者は、都市計画において定められた事項を除き、令和2年5月21日までに意見書を提出することができます。

令和 2年 4月23日

千葉市長 熊谷俊人

記

- 1 縦覧期間 令和2年4月24日（金）から令和2年5月7日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 2 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- 3 縦覧場所 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター3階
千葉市都市局都市部都心整備課

以上